

山梨県公報

第二千四百十二号

平成二十六年

五月一日

木曜日

目次

公告

- 松くい虫駆除命令内容の公表……………二五三
- 遊漁規則の変更認可(二件)……………二五四
- 基本測量の実施……………二五四
- 使用料の収納事務の委託(二件)……………二五四
- その他……………二五四
- あつせん員候補者の告示……………二五五

公告

●松くい虫駆除命令内容の公表
 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横内 正明

一 区域及び期間

1 区域

甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間

平成二十六年五月二十一日から同年六月三日まで

二 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し

て、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け

ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

峡北漁業協同組合 韮崎市円野町下円井字上河原三十六番地の二

二 漁業権の免許番号

内共第一号

三 認可に係る変更内容

1 川俣川溪流釣場のにじますに係る遊漁期間について「四月一日から九月三十日まで」を「四月一日から十月十五日まで」に変更することとした。

2 川俣川溪流釣場の特別遊漁料のうち、あまご及びいわなに係るものについて「四千二百円」を「四千三百二十円」に、にじますに係るものについて「三千五百円」を「三千二百五十円」に変更することとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十六年四月一日

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地

二 漁業権の免許番号

内共第三号

三 認可に係る変更内容

1 中学生の遊漁料について「通常の遊漁料の二分の一」を「無料」に変更することとした。

2 前売り遊漁料の納付場所について、山梨養魚場を削除するとともに、セブンイレ

ブン山梨北店を追加することとした。
変更後の遊漁規則の施行日
平成二十六年四月一日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十六年四月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び電子基準点現地調査）

二 作業期間

平成二十六年六月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

三 作業地域

上野原市、南巨摩郡早川町及び南巨摩郡南部町
（電子基準点現地調査）

甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡道志村、南都留郡富士河口湖町及び北都留郡小菅村

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十六年五月一日

山梨県知事 横内正明

一 委託の相手方
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

三 委託の期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十六年五月一日

山梨県労働委員会
会長 鶴田和雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日

深松 和子	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日
中澤 晴親	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
永井 幸子	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
武田 興光	株式会社テンヨ武田代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十四年九月二十六日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日

	十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	
深尾 嘉仁	山梨県労働委員会事務局長	平成二十六年四月二十三日
青柳 嘉仁	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十六年四月二十三日
小田切春美	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十六年四月二十三日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番